津山海災だより

2021.3 第 17 号



津山市籾保の蔊渓仁木先生碑(大正 15 年建立)

学をなったらるはる 五个分色度の下方言 力力からいる。空相我 そ價をと何方言ると 玄科之業品とる大小 旦色方言品相求で田方 洪祖年不申我 美 あれと食る類ではほん 日方十七日日便記去 相利於療在养沒 とかきるこうらやも 和江水及冷水 在新祖门在老 港心の送をしなる 以通用中写了海 两不富七三松 原打 节衣 でははなるななる料を 送うのよりまないる 未写之·七十一以 雜談 うり述うるおみるる 左近女子於席上 めはるなべ上 華お守て中我が必以 展的今般八生面 中的著名的名数 相引在者以生品系 お病場の心と上れる

郷中医師による不当な高金の受け取りを規制する通達(明治元年)

なっています。

されたのか、その背景を窺わせる内容と

藩の「医療環境」について記したもの写真の史料は、幕末維新期における津

籾山黌での教育活動がなぜ必要と

(史料は全て津山洋学資料館寄託・仁木家資料、碑写真は令和2年8月22日撮影)

の教育が行われました

等之 處、 を乞取候者間々有之候由、右等之儀不当之高金を貪り、頻り二催促致シ其 の低下があったようです。 校の経緯には、 郷中医師の中に高額な薬品を用いて治療 来貪り候事決論相成不申候」と通達され筈之處、無其儀、甚心得違之事ニ候、以 兼々堅相戒置候ニ付、急度心得も可有之 執ったのでした た状況を改善すべ ました。以前からの禁止にもかかわらず 来郷中医師之中、妄ニ高料之薬品を用 つの側面を持った教育機関でしたが、 明治元年(1868)一二月二〇日、「近 籾山黌は、 暴利を貪る者がいるというのです。 無其様、 医師の養成と郷校という一 医師の学識不足や倫理観 籾山黌で教鞭 永祐はそうし 近都

校 籾山黌が創設され、主に医学と儒学 スカにより、万延元年(1860)に郷 原・教育・政治に尽力した医師 仁木永康・教育・政治に尽力した医師 仁木永康・教育・政治に尽力した医師 仁木永康・教育・政治に尽力した医師 に木永康・教育・政治に尽力した医師 に木永・

津山市地域振興部生涯学習課・美作大学共催

美作学講座 第1回 11月28日

明治初年の宗教事情 ー神仏分離をめぐって」

講師: 倉敷市歴史資料整備室/近現代編執筆者 山下 洋 氏



た。

てお話しいただきまし 離をめぐって」と題し 年の宗教事情―神仏分

にお迎えし、「明治初

筆者の山下洋氏を講師

学講座は、

近現代編執

今年度第一

回の美作

明治政府は神仏分離令 の要素を切り離し、 を出して神社から仏教 4年(1868)3月 いました。しかし慶応 が広く社会に浸透して を融合した「神仏習合」 日本固有の神々と仏教 江戸時代以前には、 神

仏習合の伝統を否定します。 うした明治初年の宗教事情を説明され、それから神仏分離をめぐって津山 国民の統合を図るため、 神道の国教化を目指したのです。最初に先生はこ 政府は天皇を中心とした国家体制をつくって

市内の寺社で起こった事例を史料をもとに紹介されました。

後これらを別当の等覚寺へ移しました。明治4年(1871)には随身像 のですが、 と訴えが出されます。取り調べの結果、真偽を論ぜず祀るよう命じられる と金幣が八幡宮へ戻されますが、八幡宮の社人から「もとの随神像と違う」 命とともに阿弥陀如来像、 久米北條郡宮尾村の宇佐八幡宮は、 同様の事例は各地であったのでは、と先生は話されました。 随身像、 金幣を祀っていましたが、 江戸時代には本地堂で祭神の誉田別 神仏分離令

形村の大宮八幡社で「仏像が安置されていたが、すでに取り除いた」と案 ました。 に積極的な人物と反対する人物がいて、 内人に偽られた、という記録があることが紹介。 **倉敷県の官吏が神仏分離の状況を巡視した際の史料には、** 軋轢を生じていたのだと説明され 地域の中にも、 勝北郡新野山 神仏分離

され、 になったのでは、と推測されました。 されて市内でも多くの山伏寺が天台宗・真言宗の寺院に改められたことを 仰の厚かった阿花の宮 いた鳥取から帰郷する際に勝北郡楢村を通ったことを多胡家文書から紹介 お話されました。また、長崎近郊浦上村の潜伏キリシタンが、配流されて そのほか、政府が神社を整理し、 多くの人たちがキリシタンと直接交流したことが偏見を無くす一因 (阿花善神社) 廃止や祭神の変更を行なう中でも、 は存続されたことや、 修験道が廃止

話をまとめられました。 に聞き入り、終了後は活発に質問も出ていました 教ではなく道徳のようなものとして位置づけ、 う意識はあり、 した。しかし、政府は近代国家を作るうえで、信教の自由や政教分離とい 明治政府の行った神仏分離は、 神道の国教化は断念。 聴講したみなさんは相槌をうちながら熱心にお話 日本人の信仰のありかたを大きく変えま 国家神道体制を構築して、 人々に浸透させたのだとお 神道を宗

津山市地域振興部生涯学習課・美作大学共催

美作学講座 第2回 1月23日

明治・大正時代の津山町政.

講師 :井原市文化財センター研究員/近現代編執筆者 首藤ゆきえ

氏



第2回の会場のようす

代で時代区分され、 その区分にそってご講演を進められました。

に設置されます。また、この時期は天然痘など感染症で苦しんだ時期で、 明治20年代は、 郡役所や鶴山高等小学校などの行政・教育施設が城跡地

題し、井原市文化財セ 正時代の津山町政」 学講座は、「明治・大 藤ゆきえ氏にご講演 史近現代編執筆者の首 ンター研究員・津山市 今年度第2回の美作

Ⅲ明治40年代~大正時 20年代、Ⅱ明治30年代、 ました。そしてI明治 たことなどを概説され 商業と工業の割合が高 高い周辺村と異なり、 ついて、農業の割合が ただきました。 はじめに、津山町に 人口が密集してい

避病院や火葬場などの衛生関係の施設が周辺村に設置されました。

明治36年に新校舎を竣工しました。また、明治32年には美作国一円の町村 東一宮村の組合で設立された鶴山高等小学校は明治32年当時900人以上 債に頼らない財政運営へ転換していきます。 戦争の影響で地方財政は緊縮をせまられ公債は減少、 年度と津山町は多額の公債金に頼っていましたが、 の時期の教育費は町の歳出の25~60%を占めていました。明治34年度・35 改称され、翌年校舎を新築します。 から負担金を出して設立されていた津山尋常中学校が岡山県津山中学校と み、明治33年に組合解散が決定し、津山町は単独で津山高等小学校を設立、 の生徒を有し、その内480人程度が津山町の子弟でした。この状況を鑑 (1887)に津山町・津山東町・東苫田村・西苫田村・林田村・田邑村 明治30年代に入ると、教育事業はより進展していきました。 津山高等女学校も創立されました。こ 明治36年度からは日露 明治36年度以降 明治20年

もあり、 商業学校を西苫田村に設立しました。この時期は、全国的に町村自治意識 等女学校などが設立されます。津山町は、 実業教育への要望が高まり、 が高まり、 明治40年代には小学校が拡充され、また、小学校を出た子供達に対する 他町村と連帯していることがわかります 苫田郡内町村長より国務大臣へ請願書が提出されるという動き 苫田郡内の町村で費用を負担し、 商業の中心地として町立の津 津山実科高

ら合併の方向への動きがみられることを指摘され、 ました いたこと、そして昭和4年(1929)の市政施行以前、 など、城下町津山町は近代地方自治制度のもとで、独自の発展がみられて このように、町民の要望にこたえ、町立の小学校や商業学校を設立する ご講演をしめくくられ 大正時代後半か

部会通信

自然風土・考古部会 (部会長:河本委員)

た。 令和2年11月15日に部会を開催しまし

トなどをあらためて情報共有しました。 行うとともに、目次内容・原稿のレイアウ 会議では、各執筆者の進捗状況の確認を



自然風土・考古部会のようす

古代部会

資料編「古代・中世」の校正を行っています。 (部会長:狩野委員、副部会長:今津委員)

中世部会

中世」の書式などについて議論しました。 月24日に部会を開催し、資料編「古代 (部会長:久野委員、副部会長:前原委員)

近世部会

(部会長:定兼委員、副部会長:在間委員)

ています。 博物館資料の個別調査などを引き続き行っ

近現代部会

(部会長:在間委員

載候補の選定を進めていただいています。 多胡本家酒造所蔵資料の細目録作成のほ 執筆者の方々には個別の調査と資料編掲

民俗部会

(部会長:前原委員、副部会長:安倉清博氏)

かでも、地図や文献などを見て調査できるこ き取りなどの調査を中止しています。そのな とを進めています。 新型コロナウイルスの影響で、高齢者への聞

編さん事業の経過(令和2年9月~)

令和2年

10月31日

市史だより」第16号発行

11月15日 自然風土・考古部会

令和3年

11 月 28 日

美作学講座第1回

1 月 23 日

美作学講座第2回

1 月 24 日

中世部会

3月31日 3 月 18 日 第1回編さん委員会 『津山市史研究』第6号:「市

史だより」第17号発行

『津山市史研究』第6号刊行予定

は左のとおりです。 を3月末に刊行する予定です。執筆者と内容 市史編さん室では『津山市史研究』第6号

【第6号】

猪原千恵 「津山市域における昭和前期 の精米・精穀の状況につい

7

・小郷利幸「津山郷土博物館の常設展示 資料紹介 ―高橋谷遺跡の 出土遺物一」

津山松平藩の年貢徴収における勘定奉行と代官

尾

島

治

はじめに

続けて「年貢収納の命令系統は、 代の支配下にあるように理解されてきた。しかし 代が代官を配下に置いているものと推察されてき と理解される中で、その両者の関係については、 職として郡代と代官が関わっているだろうと漠然 行 配下であった。」としている。そうした理解の下に て御代官役筋の義は勘定奉行より指図致し候役筋 寛保二年 た。そうした中で、『津山市史 十分な資料的検討も無いままに、 と大目付へ伺いをたてている。 て自分ら二人も「差扣」をしなければならないか の義に付」と述べて、二人の代官の免職にかかわっ 津山松平藩の農政執行組織にあっては、 -代官-中庄屋 では、 (一七四二) 「郡代と代官の関係は従来、 - 庄屋という系列をたどって伝 0 『勘定奉行日記』 第四巻』(一九九五 代官は勘定奉行の 当然のように郡 御用番 - 勘定奉 代官が郡 藩の役 に、「物

軽などが配置されていたとしている。と代官所が設置されており、それぞれに下代や足地頁)。そして、郡代と代官については、郡代所達執行されている。」とする(『津山市史 第四巻』、

この『津山市史 第四巻』における代官の位置にの『津山市史 第四巻』における代官の対行を指摘したものであり、まの役職名を並べるだけの機構図では藩政の執行勘定奉行と代官の関係性を指摘したものであり、

された支配系統図(図1)では、代官所は勘定奉違和感がある。この『津山市史 第四巻』で提示いだろう。ただ、そうしたときに、代官が勘定奉藩の藩政機構を明らかにしていかなければならな藩の藩政機構を明らかにしていかなければならな

行配下の一部署とされている。しかし、年貢徴収代配が勘定奉行の配下とは断定できないような性の中では、極めて深い関係があるものの、単純に代官が勘定奉行の配下とは断定を行り記』

改めて考えてみたい。代官の関係について、具体的な事例を追いながら辿りながら、十八世紀前半期における勘定奉行と辿りながら、十八世紀前半期における勘定奉行とこでは、『津山市史 第四巻』の研究成果を

代官の免職と勘定奉行の立場

在認しておきたい。 先に見た「代官は勘定奉行日記』の「惣て御代とする根拠となる『勘定奉行日記』の「惣て御代とする根拠となる『勘定奉行日記』の「惣て御代とする根拠となる『勘定奉行日記』の「惣て御代とする根拠となる『勘定奉行日記』の「惣て御代とする根拠となる『勘定奉行日記』の「惣て御代とする根拠となる『勘定奉行日記』の「惣て御代とする根拠となる『勘定奉行日記』の「惣て御代とする根拠となる『書」のであった。」

定奉行日記』の記事である(図2)。 点の根拠となった寛保二年八月二十六日付の『勘次の資料は、『津山市史 第四巻』における論

依之拙者共被召出右之趣被仰渡當分跡役無之格ニてハ無之遅納ニ付御役被召放遠慮被仰付今朝土岐菅右衛門中川登市事支配所取立筋前

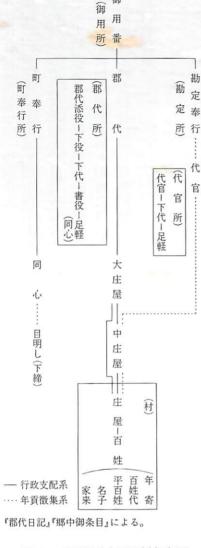


図1 郡代所支配系統略図

内ハ御代官役筋諸御用向一切當役之者共引請「可取捌尤最早初納も近寄候間随分手ぬけ無之養図候役筋之儀ニ候間右両人御呵之趣ニ准シ差図候役筋之儀ニ候間右両人御呵之趣ニ准シ差扣可申哉之旨大御目付中を以相伺候處不及差扣旨被仰渡

る。そして、彼ら代官二名の解職を受けて、新た口が遠慮被仰付」との処分を受けている。二人は出いて重大な不手際があったということであいる。そして、彼ら代官二名の解職を受けている。二人は四、といて重大な不手際があったということである。そして、彼ら代官二名の解職を受けている。二人は四、そして、彼ら代官二名の解職を受けている。二人は四、そして、彼ら代官二名の解職を受けている。二人は四、というには、土岐菅右衛門と中川登市が「御役被ここでは、土岐菅右衛門と中川登市が「御役被ここでは、土岐菅右衛門と中川登市が「御役被ここでは、土岐菅右衛門と中川登市が「御役被ここでは、土岐菅右衛門と中川登市が「御役被ここでは、土岐菅右衛門と中川登市が「御役被これ」といる。

論点である。 高店である。 高店である。。 この代官解職という事態を 要行の配下であることが明らかとな である。これらのことから、代官は勘 である。これらのことから、代官は勘 である。これらのことから、代官は勘 である。これらのことが明らかとな である。これらのことが明らかとな である。これらのことが明らかとな である。これらのことが明らかとな である。これらのことが明らかとな である。これらのことが明らかとな である。これらのことが明らかとな である。これらのことが明らかとな である。これらのことが明らかとな である。

では、次のように記されている。では、次のように記されている。『国社出者共被召出右之趣被仰渡』たのである。問題はこの流れの順序である。『国社会政遠慮被仰付』ており、「依之批者共被召出右之趣被仰渡」たのである。問題はこの流れの順序である。『国に、次のように記されている。ただ、この処分の流れを見ていくと、ただ、この処分の流れを見ていくと、

縫殿於宅申渡立合例之通無之遅納ニ付御役被召放遠慮被仰付今朝入江無也皆右衛門中川登市儀支配所取立筋前格ニ

行引請取計候様被仰付右二付跡役無之内者御代官役筋御用向勘定奉

これは、藩の最高意志決定機関である御用所での政務を記録している『国元日記』の記載であり、の政務を記録している『国元日記』の記載であり、は勘定奉行が引き継ぐことが決定された上で、そのは勘定奉行が引き継ぐことが決定されたということである。

奉行の配下であるとは考えがたい。

本行の配下であるとは考えがたい。

本行の配下であるとは考えがたい。

本行の配下であるとは考えがたい。

関係性を示しているのである。業務遂行における勘定奉行と代官の極めて密接な解できるのだろうか。実はこれこそが、年貢徴収図候役筋之儀ニ候間」という言葉はどのように理図候役的のである。

代官の立場を考えてみたい。た今回の年貢未納を巡る経緯の中で、勘定奉行とた外に、寛保二年の『勘定奉行日記』に記録され



3

0

前格 の無い年貢未納と代官解職

か正米による納付を要求しており、 かなくなっていた。そうした中、 じた無主地の農地に対する村による管理も行き届 くなった「絶人」が多数発生し、 危ぶまれていた。村々には農業経営を維持できな 前年からの村々の困窮のため、 る大庄屋の願いには応えないとしていた。 寛保二年の春に完納される筈であった年貢は 予定通りの皆済が それに伴って生 藩としては切手 銀納を要望す

貴が見られる中で、 之御入用甚不足」となる事態であった。 なっても収納は進まず、このままでは 二万八千二百八十四俵の内、 によれ あった 認めなかったのは たのは千百三十九俵余であった。 几 月二日に代官 ば、 三月七日 この御蔵の正米不足が理由で 藩が米の納付を求めて銀納を から提 段階 これまでに納付され での中目 出され 四月十二日に た納 「御蔵正米 録 米価の騰 の残 訳 目 米 録

~六日· たて二御取計可有之旨申談 なければならない。八月四日の記事では は大変な失態であった。この上は、 は皆済すべきものであった。 御大法」であって、どんなに遅れても七月までに の立場からは、年貢は して、進展の無いままに八月を迎えた。 二不相成様、 越しとなる「秋越シ」だけはなんとしても防が 七月に入っても未納米は完納されなかった。 中の皆済を要求する切迫した状況が伺わ いか様ニ被致候而も五六日中皆済之 「七月切に埒明候儀世々之 これができないこと とあって、 次年度への繰 勘定奉行 代官に五 「秋越シ 2

> 別之御役人をかけ候而成共筋立候様仕方も可 御用所では そうも言っておられず、 を立てなければ御用所に報告できないので、 故、 日中ニも形を付ケ候而、 も不申上候而ハ難相成場に至候得共、 ることとなっていた。 ればならない勘定奉行は、 たないとの事態の中で、 と詳細な報告を遅らせているとしている。しかし、 しかし、 態と委細之儀ハ差扣候」として、 との考えも出てくるような状況であっ 代官からの報告では未だに見通 「御代官中之取捌ニ而難相済候ハ、 翌五日には、 事態を報告すると六日の 御用所への報告をしなけ 其品及御沙汰度儀と存候 難しい立場に立たされ 「最早荒増ニ 何とも二三 何か見通し た。 しが立 わざ 有

年貢徴収に関しては筋違いの郡代へも協力を求 代中台も随分下方へ厳敷被申付可然旨、 ることとなった。 へも委細申達候事」となり、 そうした中で、「且又重キ差支候事候間 事態の重大性 西尾早太 から、 御 8 郡

致相談、 としてい 町方から農民への貸し付けが進むように手配する 様在之度儀」として、勘定奉行が内密に介入して、 難成筋ニ候得とも、拙者共不存分ニシテ町方へ被 + 日には、 何れニも借入等相調、 「表立拙者共助力い 首尾能被致皆済候 たし遺候 儀

納分が残ったがそれは秋越しで処理された。 代官から未納米皆済の目録が提出された。 こうしたことが功を奏したのか、 ように処分されることとなったのである。 関して、 前例のない未納分が八月迄残されていたこと 二人の代官はその責任を問われ、 八月十六 絶人未 しか ち 日

> みに、 えており、 残る一人の代官の支配所分は 処分はされていない 納付処 2理を終

対応は丁寧であって上司が部下を叱責している態 が代官に対して厳しい要求をしている場面でも、 之拙者共」が代官に「及挨拶」とあり、 りに関する表現を取りあげてみると、 も同様に用いられてい することの多かった御蔵奉行や札座奉行に対して こうした表現は、 度ではない。また、代官を「相招」いての「相 奉行は、代官から経緯を「被申聞候」、そして「依 談話」という表現もしばしば見られるのである。 こうした経緯の中で、 今回の未納を巡って何かと相談 代官と勘定奉 例えば勘 行 勘定奉行 のや h 談 取 定

合って こととなった。 職となったため、 既に見たように八月二十六日に二人の代官が 「岸権六初地方下代共召呼申渡 そこで勘定奉行三人は、 勘定奉行がその職務を代行する 即日寄 をした。

之其方共儀も當分此 不被仰付内ハ拙者共諸御用取捌候様被仰付候 略 今般菅右衛門登市御役被召放候二付跡 方手ニ付 ケ候 略 役

は必要のないことであろう。 配下の一 入るというのである。そもそも代官所が勘定奉行 官の下代たちはしばらくの間勘定奉行の指揮下に 勘定奉行が代官の職務を代行するに当たり、 部署であったならば、 このような手続き 代

た。 郎と天野郡太の二名が新しい代官として任命され そして九月一 この人事に伴って勘定奉行から新しい代官に 十六日 御用席 お いて井上市 +

しては代官下代の職務に当たるという立場にいる 定奉行配下の役人として昇任したものの、 属に人事異動が行われたもので、 となっていた期間中に、 とされている。これは、 こで岸権六だけは特別で、 役岸権六并下代四人」が引き渡された。 対して、 ことを意味している 時的に勘定奉行の配下としていた「下 岸権六だけは勘定奉行直 代官下代が勘定奉行配下 下代ではなく「下役」 代官下代から勘 なお、こ 職務と

おわりに

あって、 代・代官・御蔵奉行・御金奉行・札座奉行などで 上げられたような業務に関わる遂行担当者が る。 態であろう。 奉行の差図や相談の下に動いているというの てを直接遂行しているわけではない。 定奉行とその配下の勘定方のみによってこれら全 の財政計画立案・実施の中枢部である。」 送金計画 敷への年貢米回漕計画 換のための正米・正金銀の準備をする。 米現在有り高の提出を求めて、 告を受け、 く関与しているのが勘定奉行である。 者である。 このように極めて多岐にわたる業務の実施に深 ように述べている。 津 また、 山市史 その密接な協力関係の中で、 米切手・銀札の交換状況を調査し、 藩士 御金蔵の正金銀有り高 (略) 第四巻』では勘定奉行 へ俸禄渡し米の増減計画など、 代官からの年貢米収納状況の報 勘定奉行は藩の財政責任 江戸屋敷での支出調査と 財政状態を掌握 藩の米蔵の しかし、 彼らが勘定 の業務を次 (147頁) 大坂蔵屋 が実 勘 交 正

年九月四日付『勘定奉行日記』の記事がある。今回の代官の事例に関して言えば、次の寛保|

政右衛門を以被仰渡彼是及内評品拙者共無遠慮相しらべ御内意可申上候旨岡御代官跡役未被仰付候近々可被仰付条右之人

務と密接な関係にあることが理由と考えられよせられるというのは、やはり代官が勘定奉行の職奉行に直接の人事権はないものの、その人選を任て、候補者の内意を勘定奉行に求めている。勘定ここでは、解職となった代官の後任人事に関し

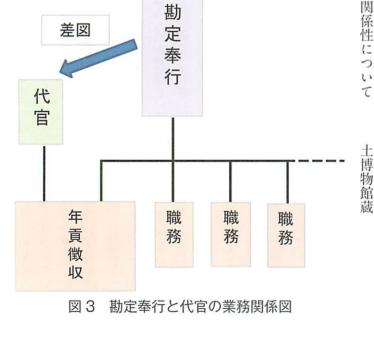
本論において勘定奉行と代官の関係性につい

う。

市史 官は勘定奉行の配下であった」とする論点を否定 だろうと考えている その機能を伴った具体的 関してその周辺の役職との協力関係を明らかとす 摘を端緒として、 するためではない 取 べきと考えるものであり、 上独立した機関であると考えるが たその先に、 おいても同様であって、 りあげたのは、『津山 第四巻』 の論点に関しては、 津山松平藩の藩政機構に関して、 今後、 結論としては、 市史 勘定奉行の広汎な職務に な組織図が浮かんでくる そうした研究を積み重 それは、 第四巻』において「代 (図 3)、 むしろその指 代官所は組 他の役職相互

『勘定奉行日記』・『国元日記』ともに津山郷

勘定奉行と代官の 業務関係図



はじめに

られ、翌年三月、正式に領知の引き渡しが完了す 二〇〇九年)。拙稿では「地域社会の混乱」につ ちづくり」歴史文化財顕彰記念誌』九六ページ、 林「天保九年の領知替に伴い行われた構の再編に 乱を招いた結果、嘉永六年(一八五三)八月、構 実情を踏まえたものではなかった。地域社会の混 十一日条)。しかし、この変更は必ずしも地域の 八つへと減少される(『郡代日記』天保九年三月 る。これを受けて、美作国内に十四あった構は を受ける。美作国内の村々と小豆島を新たに与え 替直後の津山藩の農村社会の混乱について考え 事者である大庄屋の訴えを検討することで、領知 いて、十分な検討が出来ていなかった。今回は当 り』第十四・十五号、以下拙稿とする、『二宮の「ま の数は八から十三へ再編されることとなった(小 3 ついてーその1」、「同ーその2」、『津山市史だよ 天保八年(一八三七)十一月、津山藩は領知替

大庄屋について

た。それぞれの構の大庄屋を勤める家は概ね決される。数か村から十数か村を管轄し、その管轄区域は「触」や「構」と呼ばれる。大庄屋の身分区域は「触」や「構」と呼ばれる。大庄屋の身分区域は「触」や「構」と呼ばれる。

史料翻刻

料」六三五九) 戌四月、郡代所宛大庄屋嘆願書(「立石家資

御巡見様御通行ニ相成、 仕被成下、連綿相勤冥加至極難有仕合奉存候 其後触号を構号ニ被 ニ相成候趣、先祖合伝承仕、 変格之御取斗被 多分先前な 今度構名目替被仰出奉畏候、 在候義二御座候、 此度不斗先前之通触号二被 揚屋入被 相勤罷在候処、 仰付、 何卒格別之御評儀を以、 仰出、 仰付、 其節も御巡見様御通行 旁以一同恐入相勤罷 大庄屋·中庄屋不 数十年結構御召 奉恐入罷在候 宝暦之度新法御 然ル処私共儀者 乍恐奉願上候 仰出、

> 一先高さるで接回村からしなる一声るし多らはねり 先年再成也,有京名,君及行在社会中の元も一個、在公園 連佛书動見如此題雖有從奉為外功及另外先家 何平松門一即将城上小多唐以後 如放死 你有是 下去品格一回言祖之 相南公衣為清明在公司大家各傳的教字相動於 高差遇しあるねとい何とも連佛お佐住里、雅方 おは物は~百位在はいちのたすあるれく 予处是禄西通行亦成系以一日本人相勤在五六次传光 传藏、石地了多四十四樓。 好馬用先任奉入南京一本 文がゆしての方近一国を 万里橋から 経了男都の極地 市を到し通塔考しと げがらわ ひをいねまるしな 中越見後方通行もありなど、祖を情感はまた入事生人 今直接在目前中仍不看我,去好你了了生后和勤 西外方件为近数四个世界方太陽分人的中世子十 接自了到此格的人等しる古在到經濟等一種一孩子 は今年前山田中路路在出了在屋屋 五人人以る老前 青年的一上法語は 你好班直答奉品的人 あるると 你出心收し你做さる 予えなら 有社会をおはなっるでは 場切り下一大三年 声のはは、佐いりと知 丁俊編号と描写文 好教十年作福は古住水 才好在石英獨立人家 好其一 まといいを磨り変動は西書様し西ありと 似大な 左のなんなので、東京なりなる 通磁号云 你出尚文 多奏旗古

ちかな

· 新華新

旦福日自治与かれるたいまな万場から、大学の一百分十一人を安めり到底かけり我有成らき、時用去をあり、全様はは、もの氏とる話人可到級方の相名であり、多なられたは、有人のたらの一般の一致し、

成了務在一段は本本 你實表言為与一段各奉

郡代所宛大庄屋嘆願書(立石家資料6359、個人蔵)

() - I

暦以後

迄、 御高替被 難有仕合奉存候、 御加增地被 も一組二被 先年御減地 一同被 仰出、 召出、 仰出候二付、 仰付候場所も有之、 二付、 恐悦之御儀ニ奉存、 然ル処、今度 構分被 最寄悪敷住居仕候もの 先規家筋之もの共 仰付、 去ル 冥加至極 御上地 寅 共

、先前

が、先前

が、先前

が、大前

別而永く

御憐愍之上、結構に被

仰付、

難有仕合奉存

将又御旧

領村々之内、

住居仕候もの共者

村之内、広山孫左衛門・美甘新左衛門義も

端差支候義も可有御座与歎ヶ敷奉存候間 之、無余義別割賦等仕候様相成候而者 構々も御座候間 弁不宜、且構内自然与不和之基ひニ相成、 も間々御座候間 様之取斗ニ而締方宜敷御座候処、 仕、格別之甲乙も無御座割賦仕 少・村数之増減ニ不拘、 仰付、 御用弁仕来、 御慈悲ヲ以、 二而者、 諸入用割賦方不相当之義有 一構内一様之取斗ニも難仕 最寄不弁理二相成候場所 入用等之義も構内高割 高掛減少一構限一致仕 最寄組二而一構二被 今度触分被 諸事一構 御用 万 何

候、以上、假人,有人,是一个人,我们就是一个人,我们就是一个人,我们就是一个人,我们就是一个人,我们就是一个人,我们就是一个人,我们就是一个人,我们就是一个人,我们就是一个人,我们就是一个人,我们就是一个人

上

戌四月

大庄屋

御郡代所

史料解説

悪い言葉だと認識していたようである れる。 後、 以前の大庄屋解任・入牢時代を想起させる縁起の 経緯を指して「宝暦以後御吉例」と述べたと思わ る(『津山市史』 区域の名称は「触」から「構」へと改められてい 回を求めたものである。 年まで「触」、『津山市史』第四巻一五三ページ、 と推定される。 大庄屋(復職直後は「地方目付」という)の管轄 とある。 も「構」から以前の「触」(宝暦九(一七五九) 知替直後の天保九年 一九九五年)に再変更された。 (牢屋) 入りとなり、 本史料は「戌四月」とあることから、三月の 宝暦十一年、処分を解かれて復職した際に、 大庄屋たちは、「触」という名称を、 宝暦九年四月、 第四巻一五三ページ)。そうした 構の数が減るのに併せて、 その職を解任される。 (戊戌、 理由は「宝暦以後御吉例 大庄屋・中庄屋は 一八三八年)である 一条目は、 揚屋 その撤 その 復職 領

大庄屋に復帰した点を感謝している(実際に加山」や「美甘」といった「先規家筋之もの共」が年、文政元年、一八一八年)の加増によって、「広山市史』第四巻三五ページ)以降の村々の状況に山市史』第四巻三五ページ)以降の村々の状況に二十二十十十二、条目は、まず「先年御減地」(享保十二二条目は、まず「先年御減地」(享保十二

構に被 願い出から本役となるまで七年かかっている 伝から勝北構の大庄屋本役となっている【表】。 弘化二 (一八四五) 構の再編以前から一宮構はなかったようである。 について、 十四あった構のなかに一宮構はみられない 大庄屋』七ページ)。しかし、文政八年の段階で、 大庄屋をつとめるはずの家柄であった(『美作の を願い出ている。 さらに中嶋孫左衛門・土居藤左衛門の大庄屋本役 具体的にはこのことを指すのだろう。そのうえで、 日・十一日条)。史料内の「結構に被 庄屋一統之手伝」を命じられた(天保九年三月九 藩の「郡代日記」によれば、彼らは「一代限」の 領知替で富・湯本の両構は「上地」されたが、「結 へと復帰している(『美作の大庄屋』七ページなど・ 甘新左衛門」 三〇四ページ)。ちなみに、「広山孫左衛門」 増があったのは文化十四年、 「印鑑帳」美甘藤平)。 史料内にある通り、 仰付」とあるように、広山と美甘の処遇 大庄屋一同で感謝を述べている は、 中嶋孫左衛門は、 それぞれ富構と湯本構の大庄屋 年七月、孫左衛門は大庄屋手 津 Ш 元々一宮構の 市 仰付」とは、 史 今回の 第四 表。 と「美

勝北構 庄屋手伝を経て、 至ったのであろう。 谷茂助・安黒権十郎・植月綱五郎の三人の大庄屋 る(「印鑑帳」・「郡代日記」 手伝のまま据え置かれたことから、 手伝は本役に昇格している。 邊構大庄屋手伝となり、 居藤左衛門は、文政十(一八二七)年から田 (当時は勝北 弘化三年、 その後、 触 天保九年三月十三日付で 大庄屋手伝を命じられ 同日条)。この際、 それに対し、 天保十五年東南構大 大庄屋 今回の訴えに 「本役並」と 土居は

の構がなかったが故の措置とみられる【表】。ている。本役「並」とは、特定の構は担当しないなっている【表】。こちらは願い出から八年かかっなっている【表】。こちらは願い出から八年かかっなっている【表】。

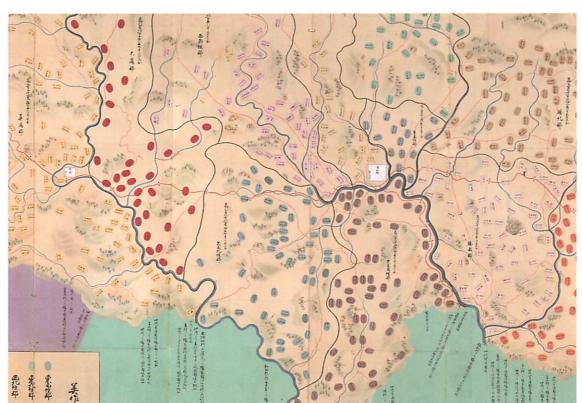
通史編 町史 なかで統一した取り扱いをしてほしいと訴えてい そうした背景もあって、 各村の入用は増大する傾向にあったとみられる 項目によって、 の捕縛にかかる費用などにも宛てられた(『鏡野 藩主・役人などの移動費用、 のため、石高にかかる諸役を軽減し、 そのような場所では、 少)によって、大庄屋の管轄範囲が変化(拡大)し 構」となって 作成は大庄屋の毎年の仕事であった(『鏡野町史 体で負担すべき支出を大割といい、 と思われる 最寄不弁理」となった場所がいくつか出てきた。 三条目では、従来の構では 入用が分類されていた。そのなかで、 入用とは、年貢とは別の農民への負担である。 構内 史料編三七二「大割式」)。 しかし、 津山藩の大割」)。 が「不和」で「万端差支」える。 藩領全体、 「今度触分」 「諸事」を問題なく勤めてきたと 諸入用の負担が不相当とな 今回の訴えに至ったもの 諸物価の高騰によって 構内、 (領知替に伴う構の減 道や橋の普請、 「最寄」の村々が 村内というよう 津山藩では支出 大割の帳面 一つの構 藩領全

まとめ

再編されて、その数は減少し、名称も構から触に領知替によって、大庄屋の管轄地域である構は

年も大庄屋になれない者が生じている(この点はい出ている。②では、構の数の減少によって、何処遇改善、③諸役負担の減免と不均等の是正を願四月、①名称変更の撤回、②二人の大庄屋手伝の変更された。それに対し、大庄屋たちは天保九年変更

うかがえる興味深い史料である。
る。本史料は、構再編直後の大庄屋たちの困惑をて、諸入用の負担に支障を来していることが分か出稿でも触れた)。③では、構の領域の変化によっ



参考:天保美作国絵図(国立公文書館蔵)(天保9年5月 一部拡大)

【表】十万石復帰後における美作国内の構の数と大庄屋本役の人数の推移

和暦	西暦	月	構の数	大庄屋本 役の人数	備考	出典*
文化14	1817	10	15	15	津山藩10万石復帰	1)
文政8	1825		14	14	14構:河内・目木・田邑・田辺・ 香々美・山北・大篠・綾部・ 押入・河辺・一方・二宮・富・ 湯本	①、 『岡山県史 津山藩文書』 883 頁
天保9	1838	3	14→8	14→12	領知替により構の数減少。富・湯本構の 大庄屋廃止 8構:大庭・東南・東北・西々・西北・ 勝北・勝南・久米	2 · 3
天保13	1842	6	8	12→8	13日、大庭構の福島善兵衛、西北構の土 居督左衛門、東北構の多胡国平が役免。 21日勝北構の岸本佳十郎が役免	2
弘化2	1845	6	8	8→7	勝北構の土居藤七没	2
		7	8	7→8	中嶋孫左衛門が勝北構大庄屋本役となる	2
弘化3	1846	12	8	8→9	土居藤左衛門が大庄屋本役並となる	2 • 3
嘉永3	1850	1	8	9→8	西々構の立石道介没	2
嘉永4	1851	2	8	8	土居藤左衛門が西々構大庄屋本役となる	2 · 3
嘉永6	1853	8	8→13	8→12	13構:河内・目木・田邑・田辺・ 香々美・山北・大篠・綾部・ 押入・河辺・一方・一宮・二宮 土居貞太郎が田邑・二宮兼任のため12人	2
安政3	1856	6	13	12→13	土居貞太郎の兼任解除。立石助右衛門が 二宮構大庄屋本役となる	3

※ ①:立石定夫『美作大庄屋・大年寄記』(1993年)

②:「郡代日記」(津山松平藩文書、津山郷土博物館蔵)

③:「大庄屋印鑑帳」(大谷家文書、津山郷土博物館蔵)

津山市史だより 発行: 令和3年3月31日 第17号 編集: 津山市史編さん室 〒708,0824 周月

〒 708-0824 岡山県津山市沼 600-1 弥生の里文化財センター内

TEL: 0868-22-5820 FAX: 0868-24-8414 Eメール: shishihensan@city.tsuyama.lg.jp